

岡山市条例第50号

岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例

町内会等は、本市内の各地域において、地域住民の福祉、防犯、防災、環境美化など多岐にわたり共助の担い手として活動し、様々な地域課題へ対応するなど、地域コミュニティの中核として、市政推進のために欠かせない存在であり、市と協働関係にあります。

近年、激甚化する自然災害への備えや日常生活における防犯、防災への対策、地域社会から孤立している方への支援など、地域住民相互の支え合いの必要性が高まっており、普段からの交流や助け合いのため、住民自治組織である町内会等の果たす役割がますます重要となっています。

しかしながら、少子高齢化や世帯構成・居住形態の変化、価値観の多様化などに伴い、町内会加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの課題を抱えています。今後、町内会等の維持、継続が困難な状況に陥るおそれがあり、地域の活力そのものが低下していくことが危惧されています。

こうした背景を踏まえ、安全で安心な地域コミュニティを維持していくためには、その中核を担う町内会等が今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が共に認識し、しっかりと共有し、多様な主体と連携しながら次世代へ引き継いでいくことが必要です。

地域の活力向上のため、町内会等の維持及び活動の活性化並びに発展を将来にわたって地域住民、事業者及び市が支え、住みよい豊かな地域づくりを目指す活動の促進を図り、もって明るく暮らしやすい地域社会の活性化推進に寄与することを目的とし、本条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、地域コミュニティにおいて町内会等が住民自治の中核となる重要な役割を担っていることに鑑み、地域コミュニティの存続や様々な地域課題へ対応するため、町内会等が今後も維持されるべき存在であることを町内会、地域住民、事業者及び市が認識を共有し、次世代へ引き継いでいくとともに、市は、町内会等との協働関係を維持・継続するため、町内会等の維持及び活動の活性化に関する基本

的な考え方，市の責務等を明らかにし，施策の基本となる事項を定めることにより町内会等を支援し，もって明るく暮らしやすい地域社会の活性化推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- （1）町内会 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として，本市の一定の区域に住所を有する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された町内会，自治会，区等の住民自治組織を指し，区域内の地域コミュニティの中核を担い，地域住民が相互に協力し，住みよい地域をつくるために活動する団体をいう。
- （2）学区・地区連合町内会 小学校の区域内等の町内会によって組織され，各種事業の実施，情報交換，意見調整など，様々な場面で学区・地区をまとめる役割を担うとともに，行政機関との連絡調整を行い，学区・地区の発展向上のために活動する団体をいう。
- （3）岡山市連合町内会 市内の学区・地区連合町内会によって組織され，自主的で包括的な住民自治組織として，全市域を俯瞰的な視点で捉え，多様な地域活動の中心的な役割を担い，住民福祉の向上と市勢の発展のために活動する団体をいう。
- （4）町内会等 町内会，学区・地区連合町内会及び岡山市連合町内会をいう。
- （5）事業者 本市の一定の区域内で事業を行う者をいう。
- （6）地域コミュニティ 本市の一定の区域等における地域住民とのつながりを基礎とする地域社会をいう。

（基本理念）

第3条 町内会等の維持及び活動の活性化は，次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- （1）地域コミュニティの中核である町内会等は，市と協働して暮らしやすい地域社会の活性化推進に取り組む関係にあり，市政を推進していく上で欠かすことのできない重要なパートナーであるとの認識の下，市は，町内会等の維持及び活動

の活性化を支援するための取組を行うものであること。

(2) 町内会、地域住民及び事業者は、共に等しく地域コミュニティを構成する一員であるという認識を持ちながら、市と協働して地域のまちづくりに取り組むものであること。

(3) 町内会等は地域コミュニティの中核であり、欠かせない存在として今後も維持されるべきであることを町内会、地域住民、事業者及び市が認識し、その認識を共有し、次世代へ引き継いでいくものであること。

(4) 町内会等の活動は、地域住民が交流し、協力しながら、自主的かつ民主的に行われるものであること。

(5) 町内会等の活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重して行われるものであること。

(市の責務)

第4条 市は、地域コミュニティの中核となる町内会等の意義及び重要性に鑑み、町内会等の維持及び活動の活性化を支援するために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、町内会等への協力依頼において、町内会等の負担が過重なものにならないよう配慮するものとする。

3 市は、地域住民の町内会への自発的な加入及び町内会の設立のため、必要な支援を行うものとする。

4 市は、地域住民及び事業者に対して、町内会等に係る広報その他啓発活動を実施するものとする。

5 市は、町内会等の維持及び活動の活性化を担う人材育成並びに負担の軽減に必要な施策を実施するものとする。

(町内会等の役割)

第5条 町内会等は、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け、支え合いながら、住みよい豊かな地域づくりをめざす活動の促進を図り、明るく暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。

2 町内会等は、その運営について地域住民にとって理解しやすいものとなるよう努めるとともに、地域住民の意思を尊重の上、活動への参加及び町内会加入を促すよ

う努めるものとする。

3 町内会等は、その活動を維持し、円滑に進めるため、必要に応じて関係団体及び事業者との連携及び調整を行うよう努めるものとする。

4 町内会等は、様々な機会を通じ、必要に応じて市へ意見を伝えるなど、地域の発展に寄与するよう努めるものとする。

（地域住民及び事業者の役割）

第6条 地域住民及び事業者は、自らも地域コミュニティの一員であることを認識し、町内会等の意義及び重要性について理解と関心を深め、町内会等の活動への参加及び協力に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。